

別記 1

中心市街地中核施設等、物産振興拠点施設及び観光交流拠点施設 イルミネーション設置等業務委託仕様書

1 業務名

中心市街地中核施設等、物産振興拠点施設及び観光交流拠点施設イルミネーション設置
等業務

2 提案上限額

68,024,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ただし、以下に規定する上限額（内訳）の範囲内で提案するものとする。

- ア 中心市街地（別記 1 仕様書第 5 項第 1 号①～⑫に規定する施設）
56,474,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- イ N i Q L L（別記 1 仕様書第 5 項第 1 号⑬～⑯に規定する施設）
10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ウ 関之尾公園（別記 1 仕様書第 5 項第 1 号⑰に規定する施設）
1,550,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

(1) 点灯期間

- ア 第5項第1号①～⑫に規定する施設
令和8年11月14日（土）から令和9年1月11日（月）まで（予定）
- イ 第5項第1号⑬～⑯に規定する施設
令和8年11月21日（土）から令和9年1月11日（月）まで（予定）
- ウ 第5項第1号⑰に規定する施設
令和8年11月28日（土）から令和9年2月28日（日）まで（予定）

(2) 点灯時間

- ア 第5項第1号①～⑯に規定する施設
午後5時から午後10時まで（予定）
- イ 第5項第1号⑰に規定する施設
午後5時30分から午後9時まで（予定）

(3) 施工期間

- ア 第5項第1号①～⑫に規定する施設
契約締結日から令和8年11月13日（金）まで（予定）
- イ 第5項第1号⑬～⑯に規定する施設
契約締結日から令和8年11月20日（金）まで（予定）

ウ 第5項第1号⑰に規定する施設

契約締結日から令和8年11月27日（金）まで（予定）

※ただし、土、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日（以下「休日等」という。）は除く日とする。

4 目的

中心市街地、物産振興拠点施設「道の駅」都城N i Q L L（以下「N i Q L L」という。）及び観光交流拠点施設（以下「関之尾公園」という。）活性化のため、冬のにぎわい創出として、都城市中心市街地中核施設、HOTEL TERRASTA、東銀座通り、東中町通線、C - P L A Z A（北面）、都城市ウェルネス交流プラザ及び中央地区立体自動車駐車場（ウェルネスパーキング）東中町通線一部等、N i Q L L、関之尾公園において、イルミネーション（LED）等を設置するものである。

5 設置場所及び設置に係る要件

(1) 設置場所（別記5 本業務エリア参照）

- ① 都城市まちなか広場
- ② 都城市立図書館複合施設
- ③ 都城市子育て世代活動支援センター等複合施設
- ④ 都城市中心市街地中核施設附帯駐車場
- ⑤ 東銀座通り
- ⑥ 東中町通線
- ⑦ 都城市ウェルネスパーキング
- ⑧ ウェルネス交流プラザ
- ⑨ C - P L A Z A（北側）
- ⑩ ワンパーク（中央東部第一街区公園）
- ⑪ HOTEL TERRASTA
※建物の側面壁については全面を使用して良いこととする。
- ⑫ 蔵原天神通線一部及び中央東通線南側歩道一部
- ⑬ 地域振興施設（N i Q L L内）
- ⑭ イベント広場（N i Q L L内）
- ⑮ 情報発信・休憩施設（N i Q L L内）
- ⑯ 観光案内所（N i Q L L内）
- ⑰ 関之尾公園（北前キャンプ場 Fサイト）

(2) 設置に係る要件

- ① 設置物等が転倒、飛散しないよう十分配慮し、安全を確保すること。

- ② 施工期間については第3項第3号に規定するとおり。
- ③ 次に示す設置箇所の施工については、次に示す管理者と調整の上行うこと。
- (ア) 都城市まちなか広場
管理者：都城まちづくり株式会社 TEL0986-21-6121
 - (イ) 都城市図書館等複合施設
管理者：MALコンソーシアム TEL0986-22-0239
 - (ウ) 都城市子育て世代活動支援センター等複合施設
管理者：都城まちづくり株式会社 TEL0986-21-6121
 - (エ) 都城市中心市街地中核施設附帯駐車場
管理者：都城まちづくり株式会社 TEL0986-21-6121
 - (オ) 都城市ウェルネス交流プラザ及び中央地区立体自動車駐車場（ウェルネスパーキング）
管理者：都城まちづくり株式会社 TEL0986-21-6121
 - (カ) C-P-L-A-Z-A（シネポート）（別記5 8頁 写真⑨-1）
 - ①管理者：大東株式会社 TEL0986-24-2571
 - ②入居者：株式会社C&Cカンパニー TEL0986-51-9828
 - (キ) C-P-L-A-Z-Aエレベーター（別記5 8頁 写真⑨-2）
管理者：都城商工会議所 TEL0986-23-0001
 - (ク) TERRASTA（別記5 9頁 写真⑩-1～⑩-3）
管理者：株式会社センター・シティ・マネジメント TEL0986-45-1215
 - (ケ) N i Q L L
 - a 地域振興施設、イベント広場、観光案内所
管理者：株式会社ココニクル都城 TEL0986-38-5529
 - b 情報発信・休憩施設
管理者：国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 TEL0985-24-8502
 - (コ) 関之尾公園
管理者：スノーピーク都城 TEL0986-57-8881
- ④ 施工時には、警備員等を配置し、歩行者や通行車輛の安全に努めること。
- ⑤ 施工時には、施設や樹木等を傷つけないよう十分配慮すること。（昨年度イルミネーション設置時に取り付けられたビス等は使用してよいものとする。）
- ⑥ 上記の定めのないことや不明な点に関しては、事前に確認すること。

(3) デザインに係る要件

- ① 地域住民に親しまれ、冬季に本市中心市街地、N i Q L L及び関之尾公園への来訪動機付けとなるような光の演出を図り、賑わいを創出するイルミネーションのデザインとすること。
- ② 本業務委託エリア周辺で設置されているイルミネーションとの調和に配慮すること。
(別記5 イルミネーションエリア参照)

6 業務内容及び条件等

- (1) プロポーザルの際に提出したデザイン案などにに基づき当市との協議により設計を行い、計画に従ったイルミネーションの施工及び監理を行うこと。
- (2) 使用するイルミネーションは、LED及びスポット照明とし、LED電球の設置数は1,000,000球以上とする。(※うちN i Q L Lに200,000球、関之尾公園に24,000球) スポット照明にLEDを使用する場合、最低設置球数には含まないものとする。昨年度、本市の中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務、物産振興拠点施設及び観光交流拠点イルミネーション設置等業務で使用した資材等(別記6 在庫管理表参照※使用状況により、要補修、要点灯確認)は、使用するよう努めること。また、この別記6 在庫管理表参照のLED電球については、15%が球切れ等により交換が必要なものと想定している。メンテナンス補修等に係る費用は受注者の負担とする。
- (3) 球の最低購入数は第5項第1号①～⑫に規定する施設、第5項第1号⑬～⑯及び第5項第1号⑰に規定する施設を合わせて50,000球とする。
(資材は、別記6 在庫管理表の資材を優先的に使用し、最低購入数のうち、本業務で使用しなかった電球は、来年度以降に使用するものとする。)
- (4) 業務を行うことによる諸費用(保険料、運搬費等)は、受注者の負担とすること。
- (5) 道路占用許可申請など設置に関し、必要となる各種手続きは受注者が行うこと。
- (6) イルミネーション用の電源は、図書館等複合施設の屋上の2か所(主幹開閉器仕様:1Φ3W 210-105V 50AF / 50AT)、子育て世代活動支援センター等複合施設の屋上の2か所(主幹開閉器仕様:1Φ3W 200-100V 50AF / 40AT)、中心市街地中核施設附帯駐車場の5階の1か所(漏電遮断器(ELCB):1Φ2W 100V 2P30A)、屋上の1か所(漏電遮断器(ELCB):1Φ2W 100V 2P30A)及び都城市ウエルネス交流プラザ屋上の1か所(仮設電源盤:100V100A)、N i Q L L屋上1か所(イルミネーション分電盤:1Φ3W 210 / 105V EM-CET14)、関之尾公園Aサイト側サニタリー棟1か所(倉庫内分電盤:1Φ3W 210 / 105V)について使用を認めるが、使用については、第5項第2号③に規定する各施設の管理者と調整を行うこと。なお、その他に必要な電源の確保は受注者が行い、本号に規定する電源を使用する場合を含め、電気料金及び電源確保のために必要な仮設電源工事・改修等に要する工事費用等は、契約金額に含むものとし、改修等を実施する場合は、事前に発注者の了承を得ること。

- (7) 自動点灯とするため、タイマースイッチの設置を行うものとする。
- (8) 漏電、設置物の破損等による被害のないように安全対策を行うこと。
- (9) 電球や資材が破損、故障等した場合は、直ちに修復すること。
- (10) 点灯期間終了後にイルミネーションを撤去し、別途受注者が指定する保管場所へ資材を収納すること。また、装飾に利用した施設等については、原状復帰すること。
- (11) 本事業において、装飾に使用した電球、資材等に係る財産権は発注者に帰属する。
- (12) 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権その他の無体財産権は全て発注者に帰属する。
- (13) 本事業で使用した電球、資材等について、発注者立会いのもと在庫を確認し、在庫表を作成・リスト化し、整理の上、発注者に納入すること。
- (14) 都城市まちなか広場（別記5 5頁①）では、令和7年度に本業務で実施した、音楽イルミネーションの様な動きのあるイルミネーション設置については可能とする。なお、音楽イルミネーションを行わない時間帯においては、BGMを流す等の雰囲気づくりを行うなどの工夫を行うこと。
- (15) 動物や人による断線被害について、配線の工夫や防犯カメラ等の設置を行うこと。
- (16) イルミネーション期間中に発生するごみ等について、環境美化活動の一環として適切に収集・処理を行うこと。
- (17) 関之尾公園で使用するイルミネーションのLED電球は電球色のみとし、樹形（幹と枝）に沿った電飾デザインとし、北前キャンプ場の自然や既存の建物との調和に配慮すること。

7 履行報告

受注者は、実施状況等が分かる実績報告書を業務完了後速やかに発注者に提出すること。
また、状況写真を適宜撮影し、実績報告書と併せて提出すること。
やむを得ない理由等により本事業を中止する場合は、中止するまでの実績報告書を提出すること。

8 留意事項

- (1) イルミネーションについては、信号機の効用を妨げない位置とすること。
- (2) イルミネーションの位置・高さ・色彩や演出内容は、自動車交通及び歩行者交通の支障とならないよう十分に配慮すること。
- (3) 第5項第1号①～⑫に規定する施設において実施するイルミネーションと商店街イルミネーションとの全体的な統一感を保つこと。
- (4) 設営から撤去期間までの保険については、本業務で使用するすべての設備・装置等について、想定される事故や災害に備えて受注者が加入し負担すること。また、設備・装置等の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて受注者が加入し負担すること。

- (5) 取付け及び撤去の際は、労働安全衛生法を遵守して安全に配慮すると同時に、周囲の民家や駅利用者、他の交通機関等に影響のないよう配慮すること。
また、防災拠点の機能を有するN i Q L Lにおいては施設の機能を損なわないよう配慮すること。
- (6) イルミネーションの設置や、撤去等については、市及び管理者等と協議しながら進めるものとし、この仕様書に記載のない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- (7) 受注者は、本業務の実施に当たり、発注者に実施スケジュール案を提出し、発注者と協議の上、実施スケジュールを決定するものとする。実施スケジュールを変更する必要がある場合には、受注者は、事前に発注者の承認を得るものとする。なお、実施スケジュール案の作成に当たり、やむを得ない理由等により本業務内容を変更または業務を中止する場合に、可能な限り費用が発生しないように努めるものとする。
- (8) 事業内容の変更又は事業の中止について
- ① やむを得ない理由等により本事業の内容を変更または業務を中止することとした場合に発注者は、受注者に通知するものとする。
 - ② やむを得ない理由により本事業の内容を変更または中止することとした場合の支払額については、次のとおりとする。
- ア 変更契約が必要となる場合
- 発注者と本業務委託に係る内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- イ 本業務の中止をする場合
- (a) イルミネーション取付業務着手前に本業務の中止をする場合
- ・イルミネーション取付業務着手前に解約の手続を行う。
 - ・受注者は、施工作业着手までに要した費用が分かる資料等を発注者に提出する。
 - ・発注者は、完了した業務について検査を行い、合格した場合は支払を行う。
- (b) イルミネーション取付業務着手後に本業務の中止をする場合
- ・要した費用が分かる資料等を受注者が発注者に提出し、協議の上支払を行うものとする。ただし、事前に発注者の承認を得ず行った部分については、支払わないものとする。